

テキサス甲南会 会則

2017年3月1日制定

- 第1条 本会はテキサス甲南会とする。
- 第2条 本会は甲南学園同窓会の支部とし、本部及び母校との連絡を密にして、会員相互の親睦をはかる事を目的とする。
- 第3条 本会は原則として以下の者をもって会員とする。
- (1) 甲南学園卒業生でアメリカ合衆国テキサス州及びその周辺州に在住または勤務しアメリカの住所を甲南学園同窓会本部に届け出ている者で、本会への入会の意思表示のあった者。
 - (2) 甲南学園に在籍した者でアメリカ合衆国テキサス州及びその周辺州に在住または勤務し、役員会の承認を得た者。
- 第4条 本会は甲南学園に関係のある者で、アメリカ合衆国テキサス州及びその周辺州に在住または勤務する者、または甲南学園同窓会の他支部に在籍し入会を希望する者は役員会の承認を得て客員とする事が出来る。
- 第5条 例会には会員の家族及び会員同伴のゲストの出席を歓迎する。
- 第6条 本会は原則として以下の役員を置く。
- | | |
|---------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 幹事長（事務局長） | 1名 |
| (4) 会計幹事 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 1名 |
- 但し会員数が少ない場合には役員を会長、副会長、会計のみに限定することが出来る。
- 第7条 役員は会員総会で選出され、任期は2年とし再任は妨げない。
- 第8条 本会は以下の行事を行う。
- (1) 総会
年一回、但し役員会に諮り臨時総会を開くことが出来る。
総会の議事は出席会員の過半数をもって可否を決し、同数の場合には議長が決する。
 - (2) 役員会
随時会長が招集する。
 - (3) 例会
原則として年4回、役員会で決定する。
- 第9条 本会の経費は会費、寄付金及び雑収入をもって支弁する。会費は別途定める。
- 第10条 本会の会計年度は本部に準じ毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。
- 第11条 本会則の見直し、改訂は役員会を通じ総会において出席会員の過半数以上の賛成を必要とする。

以上